３）入札参加者間の公平性　入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、北陸地方整備局（港湾空港関係）競争契約入札心得第４条の３第２項の規定（入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）又は入札書、工事費内訳書その他契約担当官等に提出する書類（以下「入札書等」という。）の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。）に抵触するものではないことに留意すること。

①　資本関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。

㋐　親会社と子会社の関係にある場合

㋑　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②　人的関係　以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、㋑については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

㋐　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

㋑　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合　その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

４）業務実施体制に関する要件

①　業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

②　業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

⑵　企業の業務実績に関する要件　下記に示される業務について、平成22年４月１日から本業務の公告日までに完了した業務において、１件以上（設計共同体の場合は構成員を含む全ての者について１件以上）の実績を有すること。

・業務：ブシネスクモデルによる波浪変形計算を行った業務

ただし、地方整備局（港湾空港関係）が発注し、実績として挙げた業務が「請負業務成績評定要領」に基づく業務成績を得ており、当該成績が60点未満の場合は実績として認めない。

⑶　配置予定管理技術者に対する要件

１）配置予定管理技術者の資格　以下のいずれかの資格保有者であり、下記に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、競争参加資格確認申請書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも競争参加資格確認申請書を提出することができるが、この場合、競争参加資格確認申請書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の認定を受けるためには競争参加資格確認の通知日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

設計共同体により業務を実施する場合は、配置予定管理技術者は代表者たる構成員から配置するものとし、構成員毎に１名以上の予定担当技術者を配置しなければならない。

管理技術者：・技術士（総合技術監理部門（選択科目：建設）又は建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者

・ＡＰＥＣエンジニア（Industrial、Civil又はStructural）の資格を有し、「登録証」の交付を受けている者

・土木学会特別上級土木技術者、上級土木技術者又は１級土木技術者の資格を有し、「認定証」の交付を受けている者

・博士（工学）

・ＲＣＣＭ（港湾及び空港部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者（但し、港湾関係の実務経験が３年以上ある者）

２）配置予定管理技術者に必要とされる実績　配置予定管理技術者は以下に示される「同種又は類似業務」について、平成22年４月１日から本業務の公告日までに完了した業務（発注者は問わない）において、１件以上の実績を有すること。（実績は管理技術者又は担当技術者として従事したものに限る。なお、再委託による業務は実績として認めない。）

・同種業務：ブシネスクモデルによる波浪変形計算を行った業務

・類似業務：設定しない

ただし、地方整備局（港湾空港関係）が発注し、実績として挙げた業務が「請負業務成績評定要領」に基づく業務成績を得ており、当該成績が60点未満の場合は実績として認めない。

３）直接的雇用関係　配置予定技術者は、本業務の履行期間中に、本業務の受注者と直接雇用関係がなければならない。

⑷　技術提案書（競争参加資格確認申請書のうち様式－６、様式－７以下同じ。）の記載内容において次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は競争参加資格を認めない。

・内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない

・業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となっている

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　落札者の決定方法　入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記⑵総合評価の評価方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

１）入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

２）落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

３）上記において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

⑵　総合評価の評価方法

１）評価値の算出方法　評価値の算出方法は以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

総合評価はこの評価値をもって行う。

２）価格評価点の算出方法　価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

なお、価格評価点の配分点は30点とする。

価格評価点＝（30点（価格評価点の配分点））×（１－入札価格／予定価格）